

100億宣言 公表要領

令和7年2月21日

中小企業庁

独立行政法人中小企業基盤整備機構

1. 公表の方法

- (1) 100億宣言（以下「宣言」という。）に賛同する企業は、別添のひな形に沿って宣言を作成する。
- (2) 宣言の公表は、中小企業庁の監督の下、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）（その委託先を含む。）が運営するポータルサイトへの掲載によるものとする。
- (3) 宣言の掲載を申請する企業（以下「申請企業」という。）は、以下の事項について、宣誓書を添付のうえ、事務局に宣言の掲載を申し込むものとする。
 - ①役員に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がいないこと。
 - ②暴力団員等が企業の事業活動を支配していないこと。
 - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に定める事業を行っていないこと。
 - ④以下のいずれの行為も行っていないこと。
 - I）公序良俗に反する行為
 - II）法令に違反する及び違反する恐れがある行為
 - III）消費者保護又は取引適正化の観点から不適切であると認められる行為
 - IV）申請時に虚偽の内容を含む行為
 - V）その他制度趣旨にそぐわない行為
 - ⑤上記①～④について申請の際の状況を維持すること。
- (4) 申請企業は、その申請に際し、事務局において当該企業の足下の売上高を確認するため、直近3年分の決算書類（該当部分の写し）を添付するものとする。
- (5) 事務局は、宣言の記載が制度趣旨に適合するものと認められ、(3)の宣誓書及び(4)の決算書類（該当部分の写し）が添付されている場合には、宣言をポータルサイトに掲載するものとする。

2. 宣言の変更

特段の事情により、宣言を行った企業（以下「宣言企業」という。）が宣言内容の重要な事項に関して変更する場合には、当該宣言企業は、変更理由書と変更された宣言を、事務局へ提出するものとする。事務局は、当該理由書の内容が適当なものであって、変更された宣言の記載が制度趣旨に適合すると認めた場合には、当該企業の宣言を変更するものとする。

3. 掲載の取りやめ

- (1) 事務局は、宣言企業が宣誓書により宣誓した内容と異なる状況にある場合には、宣言企業の宣言の掲載を取りやめるものとする。宣言企業が宣誓書により宣誓した内容が維持されていることが確認できない場合も、同様とする。
- (2) 宣言企業が、事務局に対して取りやめを申し出ようとする場合には、当該宣言企業は取りやめ理由書を事務局へ提出するものとする。事務局は、その理由書の内容が適当なものであると認めた場合には、当該企業の宣言の掲載を取りやめるものとする。
- (3) 掲載が取りやめられた企業については、宣言の掲載が取りやめられた日から起算して1年間は、再び宣言の掲載の申請を行うことはできない。

4. その他

- (1) 事務局は、宣言の申請企業又は宣言企業に対し、宣言に関し必要な調査を行うことができる。この場合において、申請企業又は宣言企業は調査に協力しなければならない。
- (2) 事務局は、ポータルサイトへの宣言掲載後から一定期間を経過した時には、宣言企業に対して宣言の更新等を求めることとする。
- (3) 上記のほか、宣言の公表及び掲載の取りやめに当たって必要な事項は、中小企業庁及び中小機構が定める。